

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は児童生徒の安静および早期治癒と、学校内での感染拡大を防ぐため登校できません。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）

これらの感染症（下記参照）の可能性があつて欠席させる場合には、以下のように対応をお願いいたします。

- ① 授業開始時間前に学校へ連絡してください。
- ② 病院を受診し、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。
- ③ 医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、裏面の「登校許可（治癒証明）書」を医療機関で記入していただき、担任へご提出ください。
*** インフルエンザにより欠席する場合は、保護者による「登校許可（治癒証明）書」の記入で医療機関での証明に代えることができます。インフルエンザの場合は、「お薬の証明書」もあわせて提出してください。（お薬の証明書の原本は返却します）**

* インフルエンザ様の症状があり学校を早退、医療機関を受診した結果、インフルエンザ陰性であった場合であっても、裏面の「登校許可（治癒証明）書」を医療機関で記入してもらい学校へ提出した場合、早退した日当日に限り「出席停止扱い」とします。

学校において予防すべき感染症一覧		
第1種	第2種	第3種
出席停止の期間		
治癒するまで	各疾病により基準あり (裏面参照)	医師による判断
<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症性急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスのもの) ・ 中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルスのもの) ・ 特定鳥インフルエンザ (H5N1およびH7N9のもの) □新型コロナウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 風疹 ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 流行性耳下腺炎（おたふく） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管性出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 <p>条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患 (全身状態が悪いなど医師の判断で出席停止を要する場合)</p> <p>感染性胃腸炎、手足口病、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症 ヘルパンギーナ など</p>

登校許可（治療証明）書 担任 → 保健室(原本)

保護者記入欄

東京都立神代高等学校 _____ 学年 _____ 組 _____ 番

生徒氏名 _____ 【 男 ・ 女 】

保護者氏名 _____ (印)

※インフルエンザの場合、主治医の記入は不要です。
下記の主治医記入欄の出席停止期間の日付と疾病名も保護者の方が記入してください。

主治医記入欄

出席停止期間

_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

上の者は、下記疾病により治療・療養し、感染の可能性がなくなりましたので登校を許可します。

疾 病 名 (該当する疾病に または 疾病名 を記入してください)

疾病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
インフルエンザを疑い、早退 受診したが、インフルエンザ陰性	学校を早退した当日
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した 後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	学校医、その他の医師において感染の恐れが ないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	学校医、その他の医師において感染の恐れが ないと認めるまで
その他の感染症 疾病名:	

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名;
(ゴム印等)

医 師 名;

(印)